

令和 6 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 5 月 1 3 日

担当部・課：市民生活部廃棄物対策課〔内線 3 3 7 3〕

① 件 名
プラスチックごみの分別収集について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 従来、一般廃棄物の減量と再生資源の利活用を図ることを目的とした容器包装リサイクル法に基づき、市町村は容器包装プラスチックの分別収集及び再商品化を促進してきたところであるが、令和 4 年 4 月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック使用製品の分別収集及び再商品化についても努めることとされた。 本市においても環境省の「令和 5 年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を活用し、プラスチックごみの分別収集実施に向けた処理スキーム等について調査・研究を進めてきた。 【目的】 プラスチックごみを資源として再利用することでごみの削減を図り、リサイクル率を向上させるためにプラスチックごみを分別収集するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 0 号） プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 6 0 号） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 1 0 2 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 2 節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進 2 再資源化を推進する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 7 年 1 2 月 容器包装リサイクル法施行 令和 4 年 4 月 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行 令和 5 年 7 月 令和 5 年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業採択
⑤ 主な内容
【収集から再商品化までの流れ】 (1) 収集対象とするプラスチック類 容器包装プラスチック及び製品プラスチックを一括回収（別添資料 1） (2) 収集運搬 週 1 回収集予定（別添資料 2） (3) 中間処理 プロポーザルにより選定した業者による、保管・分別・梱包（ベール化）の実施（別添資料 2） (4) 再商品化 指定法人による再商品化の実施（別添資料 2）

なお、再商品化の方法については、環境省支援事業等の実績により、

①市外業者にプラスチック使用製品廃棄物を引き渡すこととした場合、新たに運搬業務が発生し、リサイクルによる CO2 削減効果が見られない。

②県外業者で実施させる場合、地域経済の成長につながる「地域内経済循環」につながらない。

以上の結果が得られたことから、市内において新たに中間処理施設を設置する事業者が保管・分別・梱包を行い、指定法人へ委託する方針とした（別添資料 3）。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

プラスチックごみを分別収集し、資源として再利用することで、ごみの削減を図りリサイクル率の向上と CO2 の排出抑制が図られる。

【市財政への負担】

（1）中間処理業務

プロポーザル実施に伴う費用

報酬 4 名×3 回×9, 5 0 0 円 = 1 1 4 千円

費用弁償 4 名×3 回 = 1 0 8 千円

合計 2 2 2 千円（一般財源）

債務負担行為

令和 6 年度から令和 1 2 年度までの 7 ヶ年 6 4 4, 3 8 0 千円

※令和 6～7 年度はゼロ債務負担行為。

（2）収集運搬業務

令和 7 年度に関連予算を今後計上予定。

（3）再商品化業務

令和 8 年度に関連予算を今後計上予定。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

プラスチックごみの一括回収及び再商品化の実施状況

・仙台市 ————— 令和 5 年 4 月開始（大臣認定計画による再商品化）

・亶理名取共立衛生組合（名取市・岩沼市・亶理町・山元町）

————— 令和 5 年 4 月開始（指定法人への委託）

・東松島市 ————— 令和 5 年 1 0 月開始（サーマルリサイクル※プラ法対象外）

・大崎地域広域行政事務組合（大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）

————— 令和 6 年 4 月開始（指定法人への委託）

・登米市 ————— 令和 6 年 4 月開始（指定法人への委託）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 6 年	6 月	市議会第 2 回定例会に係る補正予算案について提案 （プロポーザル選定委員報酬等、中間処理業務に係る債務負担行為）
	7 月	中間処理業務プロポーザル選定委員会
	1 1 月	中間処理業務業者選定
令和 7 年	6 月	収集運搬業者の決定
	1 0 月～	住民向け説明会の実施
	1 1 月	指定法人への引渡し申込
令和 8 年	4 月以降	プラスチックごみの一括回収及び再資源化の実施予定

⑨ その他